

公益社団法人和歌山県看護協会理事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第4号）第89条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号並びに定款第31条の規定に基づき、公益社団法人和歌山県看護協会（以下「**本会**」という。）の理事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において理事とは、常勤理事及び非常勤の理事をいう。

2 常勤理事とは、**総会**で選任された理事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

(報酬等の種類)

第3条 報酬は、常勤理事にあつては基本給、期末特別手当とし、非常勤理事については、非常勤理事手当とする。基本給、手当は別表に定める額とする。

2 第1項に定める報酬のほか、常勤理事には通勤手当を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤理事の報酬は、毎月1日から月末までの本給を当該月の21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、本会給与規則（以下「**給与規則**」という。）第4条の規定に準じて支給する。

2 法令に基づき、常勤理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

(報酬の決定基準)

第5条 理事報酬は、**総会**の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(期末特別手当)

第6条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「**基準日**」という。）に在職する常勤理事に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。

2 前項の基準日前1箇月以内に退職し、失職又は死亡した場合においても同様とする。

3 期末特別手当の額は、**期末特別手当基礎額**に6月に支給する場合においては100分の200、12月に支給する場合においては100分の220を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|------------|----------|
| (1) | 6箇月 | 100分の100 |
| (2) | 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) | 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |

(4) 3箇月未満 100分の30

- 4 前項の**期末特別手当基礎額**は、それぞれの基準日現在において理事が受けるべき基本給の額とする。
- 5 基準日前1箇月以内に退職し、失職又は死亡した場合における**期末特別手当基礎額**は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在当該理事が受けるべき**基本給の額**とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当を支給する場合には、給与規則第14条に**規定する**通勤手当の支給要件に該当する常勤理事に支給する。

- 2 前項に規定する通勤手当の支給額は、給与規則別表第5に定めるところによる。

(非常勤理事手当)

第8条 非常勤理事手当は、第5条の規定を準用する。

- 2 非常勤の業務執行理事に対して、業務執行理事手当を報酬日額により支給する場合は、前月21日から当月20日までの1箇月分を当該月末日に支給し、第4条第1項ただし書き以降、同条第2項の規定を準用する。

(日割計算)

第9条 月の途中から報酬が月額で支給される新たな理事になった者には、その日から報酬(期末特別手当を除く。以下この条において同じ。)を支給する。

- 2 月の途中で理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中で理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

<別表>

1. 基本給（常勤理事）

報酬月額

号	金額	適用	
第1号	330,000円	会長	1名（代表理事）
第2号	300,000円	専務理事	1名（業務執行理事）
第3号	280,000円	常任理事	1名（業務執行理事）

2. 非常勤理事手当（代表理事）

報酬月額

号	金額	適用	
—	120,000円	代表理事（非常勤）	1名（会長）

3. 業務執行理事手当（非常勤）

報酬日額

号	金額	適用	
—	7,000円	業務執行理事（非常勤）	2名（副会長）

4. 非常勤理事手当

報酬日額

号	金額	適用	
—	5,000円	その他理事（非常勤）	